



カーライフを応援する、頼れる補償

マイカー共済

自動車総合補償共済

[契約引受団体／全労済]



笑顔で、
HAPPYに。

自動車保険料を抑えて、 家計への負担を軽減!

優位性の高いマイカー共済をぜひ、ご利用ください。



おすすめしています! 安心パッケージプラン

万一の事故時に早期解決のためのプランをご提案しています。ガッチリ補償 ●●

安心の
フルサポート

基本補償

対人賠償 (無制限)

対物賠償 (無制限)

人身傷害補償 (5000万円)

搭乗者傷害 (1000万円)



プラス 車両損害補償 選べる3タイプ



一般補償



車同士の事故や火災・自然災害・盗難等だけでなく、単独事故・あて逃げまで補償。

エコノミーワイド



相手車両が確認できる車同士の事故に、火災・爆発・自然災害・盗難等への補償もプラス。

エコノミー



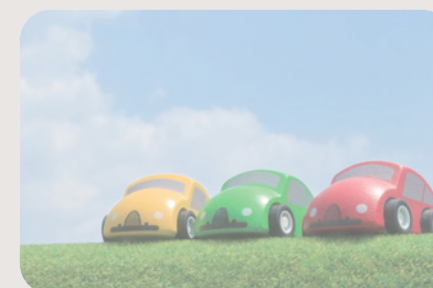
相手車両が確認できる車同士の事故による損害を補償。車同士の事故時の早期解決にこの補償を!



プラス 特約

弁護士費用等
補償特約

「自転車賠償特約」「マイバイク特約」
など各種特約もご用意しています。



※車両損害補償は、車種や条件により付帯できない場合があります。
詳しくは、マイカー共済コールセンタ (☎0120-309-028) へお問い合わせ下さい。



お得 掛金例

おトクな職域掛金を適用!

長期契約ほど
有利な割引!

最大22等級
64%
割引

一般的に有利といわれる全労済に直接契約するよりも安い掛金!
「職域掛金」を適用!

全労済の掛金	年払	45,070円	月払	3,930円
電通共済生協の掛金(職域掛金)	年払	39,640円	月払	3,460円

例)トヨタ アクア パッケージプランの場合[車両損害補償一般補償(自己負担10万円)/20等級/35歳以上/本人・配偶者限定/ハイブリッド割引/新車割引/盗難防止装置車割引]

簡単 お手続き

ネットからも申し込みできます!

電話でのお申し込み



車検証、他社からの切り替えの場合は、自動車保険証券をお手元にご用意のうえコールセンタにご連絡ください。

0120-309-028
マイカー共済コールセンタ
受付時間/平日AM9:00~PM5:30

申込書をお届けします。



車両情報、補償内容を記載した申込書をお送りしますので、内容をご確認の上、申込書に署名・捺印してください。

入力情報を送信後、
申込書をお届けします。

ホームページからのお申し込み

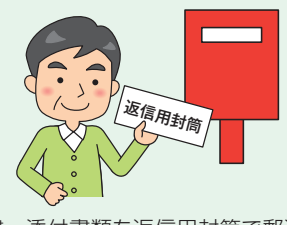


電通共済生協ホームページのお見積もりツールに組合員情報・車両情報・補償内容を入力します。

1

2

申込書をダウンロードし、ポストに投函します。



申込書・添付書類を返信用封筒で郵送してください。効力開始日は返信用封筒に押印された消印の翌日からとなります。

<https://www.dentsu-kyosai.or.jp>

ご契約の条件

ご契約者

電通共済生協の組合員

ご契約いただける車両

- 小型乗用車 ●普通乗用車
- 軽四乗用車 ●軽四貨物車(ダンプ含む) ●小型貨物車
- 普通貨物車 ●特種用途自動車(キャンピング)
- 自動二輪車 ●原動機付自転車(125cc以下バイク)

主たる被共済者

ご契約いただける主たる被共済者(主にお車を使用・管理する方)の範囲は次の①~⑥に該当する方です。

- ①契約者(組合員本人) ②契約者の配偶者
- ③契約者および配偶者の別居の未婚の子
- ④契約者および配偶者の同居の親族
- ⑤契約者の扶養関係の親族
- ⑥別居の未婚の子

ご契約いただける車両の名義

主たる被共済者の範囲の名義になっている自家用車で、家庭用に使っているお車です。ただし、ローンでの購入やリース契約などで車検証上の所有者がディーラーやリース会社でも使用しているのが明らかなお車はご契約いただけません。

掛金のお支払い方法

- 口座振替による「月払い」
[引落日]翌月分の掛金を毎月20日引落し
※「年払い」に比べ5%割増となります。
- 口座による「年払い」
[引落日]次期契約始期の前月20日引落し
- 郵便払込み(郵便振替)による「年払い」[継続契約のみ]

基本補償

対人賠償・対物賠償・人身傷害補償・搭乗者傷害・自損事故傷害・無共済車傷害があります。自身の過失分にかかわらず、全額まとめて補償する人身傷害補償を付帯した補償をおすすめしています。

詳細はP.5~6・11

車両損害補償の補償タイプ

補償タイプは「一般補償」「エコノミーワイド」「エコノミー」の3タイプ。おすすめタイプは、さまざまな損害に対応する「一般補償」です。

*車両損害補償のみの契約はできません。

詳細はP.7~8

車検証名義について

車検証見本

番号 02571		平	
自動車検査証			
品川	3XX	た	XXXX
車	台	番	号
トヨタ			[288]
GX110-XXXXXXX			418
型	式	新	動
GX110			1.98
所有者の氏名又は名称	電通 太郎		
所有者の住所	東京都千代田区神田淡路町2-101		
使用者の氏名又は名称	***		
使用者の住所	***		
使用の本拠の位置	***		

所有者の名義人は、
マイカー共済契約の主たる被共済者
と同一が原則となります。

(例) 所有者の氏名 電通 太郎
(組合員)
使用者の氏名 電通 太郎
マイカー共済の主たる被共済者 電通 太郎

ローン購入またはリース契約の場合に限り所有者欄の名義が法人名(ローン提携会社またはリース契約会社名)であっても、「使用者」欄が主たる被共済者の範囲の名義であればご契約いただけます。

(例) ローン会社名 ネットトヨタ、トヨタカローラ株式会社 など
リース会社名 日本カーソリューションズ株式会社 など
クレジット会社名 株式会社ジャックス など
ファイナンス会社名 株式会社ホンダファイナンス など

※上記以外の名義の場合→車検証上の所有者との間で、購入または譲り受けた事実を客観的に判断できる書類がある場合はお引受けを承認しております。

「ご契約の条件

安心パッケージプラン

補償内容

事故対応・ロードサービス

「ご契約のびびり

運転は
危険!
がいっぱい

…だからマイカー共済の安心 パッケージプラン。

詳しい内容をご確認ください。

四輪車

万一の事故時に早期解決のためのプランをご提案しています。

“ガッチリ補償”…安心のフルサポート!

基本補償

対人賠償（無制限）

対物賠償（無制限）

対人賠償・対物賠償は「無制限」でないと心配! **6ページ**

人身傷害補償（5000万円）

搭乗者傷害（1000万円）

付帯率80%以上。過失割合に関わらず全額補償が魅力! **5ページ**

搭乗中の事故でのケガ等に対し、さらに手厚い補償を! **11ページ**

プラス 特約

弁護士費用等
補償特約

相手とトラブルになり訴訟が必要になった場合… **9ページ**

プラス 車両損害補償 選べる3タイプ **7ページ**

一般補償

車同士の事故や火災・自然災害・盗難等だけでなく、単独事故・あて逃げまで補償。

エコノミーワイド

相手車両が確認できる車同士の事故に、火災・爆発・自然災害・盗難等への補償もプラス。

エコノミー

相手車両が確認できる車同士の事故による損害を補償。車同士の事故時の早期解決にこの補償を!

※車両損害補償は、車種や条件により付帯できない場合があります。詳しくは、マイカー共済コールセンタ（☎0120-309-028）へお問い合わせ下さい。

人身傷害補償と車両損害補償をおすすめする理由

事故ケース1 相手が無保険車だった

約4台に1台が“無保険車”といわれています。



相手が100%悪いもらい事故にあい、相手が自動車保険に加入していない無保険車だった…相手に支払い能力がない、相手が支払いに応じないというケースは、事故解決に時間がかかります。また、相手からの支払いがなく“泣き寝入り”という場合も。

事故ケース2 事実と違う話をしだす

過失を少なくするため、相手の話が二転、三転…



私がよそ見していたって
相手が言い出したんですか!?!
…事実と違います!

最初は過失を認めていたのに、日が経つと「(契約者側が)スピードを出していた、よそ見をしていた」等、自身の過失を少なくするための主張をしだす…トラブルとなり、事故解決が長引くケースです。

でも大丈夫!

人身傷害補償・車両損害補償は示談(解決)を待たずに共済金をお支払いします。

基本の補償

ご自身の補償 …… P.5
相手方への賠償 … P.6

お車の補償

お車の補償 …… P.7

特約・割引 など

特約・割引 …… P.9

事故時の対応 …… P.13

マイカー共済ロードサービス … P.14

※マイカー共済ロードサービスは、四輪自動車契約で人身傷害補償または車両損害補償をご契約いただいた場合にご利用いただけます。

ご契約のてびき …… P.15

自動二輪

原付

対人賠償（無制限）

対物賠償（無制限）

自損事故傷害（1500万円）

*車両損害補償の取り扱いはありません。

●任意で付帯可能です。

人身傷害補償

搭乗者傷害

充実の補償と安全運転で、
安心カーライフ!

ご自身の補償



【人身傷害補償】

事故で負ったけがによる実損害額*を、
過失割合にかかわらず、全額まとめて補償します！

*実損害額とはマイカー共済が定める基準にもとづき算出した額となります。



補償額はこちら

人身傷害補償

人気No.1 **5,000万円**

その他の補償額も選択いただけます

無制限 | 2億円 | 1億円 | 3,000万円



別枠で補償！

オリジナル！

【自動車事故傷害見舞金】

※人身傷害補償のご契約がない場合は、搭乗者傷害特約・自損事故傷害特約が自動的にセットされます（四輪契約の場合）。それぞれの特約についてはP.11をご覧ください。

ワンポイント
アドバイス

人身傷害補償を契約されない場合は、相手方からの賠償を待たなければならなかったり、実損害額のすべてをカバーできない場合もあります。

事故発生後、急な出費があっても安心できるように人身傷害補償はぜひ備えたい補償です。

おすすめは

5,000万円

【年齢別の損害額の目安】

年齢	扶養家族の有無	死亡された場合	重度後遺障害の場合
25歳	あり	8,500万円	1億5,500万円
	なし	6,500万円	1億5,000万円
35歳	あり	8,000万円	1億4,500万円
	なし	6,000万円	1億4,000万円
45歳	あり	7,500万円	1億4,000万円
	なし	6,000万円	1億3,500万円
55歳	あり	6,000万円	1億1,500万円
	なし	4,500万円	1億1,000万円
65歳	あり	4,000万円	8,000万円
	なし	3,500万円	7,500万円
75歳	あり	3,500万円	6,000万円
	なし	2,500万円	5,500万円

※有職者（ただし、75歳を除きます）の平均的な損害額。
実際の損害額は収入や家族構成などにより異なります。
※損害額500万円単位切り上げ。

あなたのいざというときに！

ご自身に過失があっても
示談成立を待たずに補償します。

相手からの賠償金がない
自損・単独事故でも補償します。

実損害額*での補償とは別に
「自動車事故傷害見舞金」を受け取れます。

自動車事故に遭われたときには実損害額の補償に加え、入院見舞金や後遺障害見舞金など「自動車事故傷害見舞金」を別枠でお支払いします。

ご家族や搭乗中の方も！

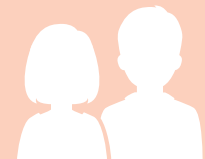
契約車両に
搭乗中の方を補償します。

後遺障がいを負った
主たる被共済者のご家族も、
ご自身同様に補償の対象です。

主たる被共済者のご家族であれば、
搭乗中でも歩行中でも
自動車事故による損害を補償します！

※「人身傷害補償の被共済自動車搭乗中のみ補償特約」の付帯なしの場合に補償。

相手方への賠償



お車の補償へ

【対人賠償】

歩行者や車に搭乗中の方など、他人を死傷させてしまい、
法律上の損害賠償責任を負う場合に自賠責共済（保険）を
超える分について共済金をお支払いします。



ワンポイント
アドバイス

相手側への万一の賠償
には、高額になっても
しっかり対応できる
備えがあると安心です。

裁判例にみる
対人賠償の
高額事例
（被害者と認定額）

開業医 ▶ 5億2,853万円
大学生 ▶ 3億9,725万円
大学生 ▶ 3億9,510万円

無制限

相手側の
もしもに！

過失割合から自賠責共済の給付額を
差し引いた分を全額補償します。

思わぬ賠償額にも慌てないように
無制限でご用意しています。

*「無制限」のほか、「1億円」の取り扱いもあります。

【対物賠償】

車、家屋、電柱など他人の財物に損害を与え、法律上の
損害賠償責任を負う場合に共済金をお支払いします。



補償額はこちら

対物賠償

おすすめ 無制限

おすすめ以外の補償額も選択いただけます

3,000万円 | 1,000万円 | 500万円



すべての契約に適用！

【対物超過修理費用補償】（対物賠償に組み込み
すべての契約に適用）

ワンポイント
アドバイス

高額な賠償が
発生しても頼れる、
大きな安心を準備
しておきましょう。

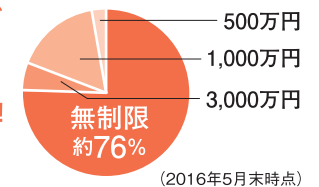
おすすめは

無制限

裁判例にみる
対物賠償の高額事例
（被害物と認定額）

積荷（呉服・毛皮等） ▶ 2億6,135万円
店舗・営業損害等 ▶ 1億3,580万円
電車・踏切 ▶ 1億2,037万円

マイカー共済でご契約の
約76%が
無制限を
選んでいます！



こんな
ときにも！

相手方の自動車修理費用が時価額を
超えても所定の条件で補償します。

全労済が認めた場合に、50万円を限度にお支払いする「対物超過修理費用補償」付き。ただし、相手方が6ヵ月以内に修理した場合などの条件があります。

お車の補償



特約・割引 など

【車両損害補償】

自動車事故はもちろん、自然災害から盗難、車以外との衝突まで、大切な愛車のさまざまな損害を補償します。

※四輪自動車を選択いただけます。四輪自動車であっても用途・車種や型式等により選択いただけない場合があります。二輪自動車・原付自転車の契約では選択いただけません。



補償タイプはこちら

車両損害補償

おすすめ

一般補償

その他の補償タイプも選択いただけます

エコノミーワイド
危険限定車両損害補償特約

エコノミー
自動車相互間衝突損害補償特約

お車の補償



プラスαの特約

補償の範囲	補償タイプ	一般補償	エコノミーワイド 危険限定 車両損害補償特約	エコノミー 自動車相互間 衝突損害補償特約	注意点
他車との衝突		◎	◎	◎	●エコノミーワイド・エコノミーでは相手自動車が発見しない事故（あて逃げ事故）は対象外となります。
火災・爆発・自然災害		◎	◎	×	●自然災害は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を除きます。
盗難		◎	◎	×	
落書き、いたずらなどによる破損		◎	◎	×	
飛来中・落下中の他物との衝突		◎	◎	×	
車以外の他物との衝突		◎	×	×	
車両損害の無過失事故に関する特約		○	○	○	
地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約		○	○	—	●この特約が定める「全損」となる場合に補償します。 ●一般補償またはエコノミーワイドに加入している場合にご契約いただくことができます。
付随諸費用補償		○	○	○	●補償範囲は車両損害補償の補償範囲と同一となります。 ●補償額限定一般補償を契約される場合は付随諸費用補償の補償範囲は一般補償またはエコノミーワイドをご選択ください。
新車買替特約 (新車取得差額費用補償特約)		○	○	○	※最初の車検の満了日の月末までに、マイカー共済の契約期間の満了日が含まれる場合にご契約いただけます。 ※契約いただける条件を満たさなくなった場合は契約更新時に自動的に取り外されます。
補償額限定一般補償 (補償額限定車両損害補償特約)		—	○	—	●エコノミーワイドをご契約される場合でかつ、車両共済金額が50万円以上の場合にご契約いただけます。 ●エコノミーワイドの補償範囲以外の損害について、30万円を限度として一般補償の範囲の補償が受けられます（損害額が30万円以下のとき自己負担額1万円）。 ※契約更新時に車両共済金額が50万円を下回った場合は補償額限定一般補償は自動的に取り外されます。

ワンポイント
アドバイス

いわゆる「もらい事故」の場合、事故扱いとなり3等級下がりますが、この特約をつけば事故扱いとなりません。ぜひ、付帯することをおすすめします。

ワンポイント
アドバイス

事故や多発する自然災害などによる車の損害は想像以上に高額となるため、幅広く備える必要があります。

おすすめは

一般補償
(自己負担額なし)

ワンポイント
アドバイス

自己負担額を設定することで、掛金を節約することができます。

自己負担額10万円
(車両共済金額が20万円以上の場合)

ケース
1

「台風による豪雨で水浸しになり運転できなくなった」

浸水による
修理代を補償!

ケース
2

「買い物中に駐車場で車を盗まれて見つからなかった」

車両共済金額分を
全額補償!

ケース
3

「対向車を避けようとしてガードレールに衝突し、車体が破損した」

車両の修理代を
補償!



※実際のお支払いは状況により異なります。
※上記のケースは一般補償で補償されます。



●損害額から自己負担額(10万円)を差し引いたうえで契約車両(被共済自動車)補償額の限度までお支払いします(全損の場合は自己負担額「なし」でお支払いします)。

●お車同士の事故の場合で相手からの賠償額(回収額)が10万円を超えて支払われた場合は、ご自身の自己負担額は発生しません。【自己負担額】-【相手からの回収金】が実際の自己負担額となります。

●10万円以外にも車両共済金額に応じて自己負担額の設定ができます。【自己負担額 なし・5万円・10万円・20万円・30万円があります。】

※自己負担額(5万円または10万円)を設定された場合、契約更新時の車両共済金額が20万円未満になると、自動的に「自己負担額なし」となりますのでご注意ください。

車両損害の無過失事故に関する特約

「もらい事故」等で過失のない、自動車同士の事故(相手自動車が発見できない「あて逃げ」は含まれません)であることが確定した場合、事故件数に数えない「ノーカウント事故」として取り扱います。

地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって、契約車両(被共済自動車)がこの特約の定める「全損」に該当する場合、一時金をお支払いする補償です。車両共済金額にかかわらず、一律50万円をお支払いします(車両共済金額が50万円を下回る場合はその金額をお支払いします)。

付随諸費用補償

代車費用や修理工場からの運送費、帰宅等費用、身の回り品の損害に関し、所定の基準で補償します。被共済者が実際に負担した諸費用などについて、共済金をお支払いします。

代車費用補償

事故により契約車両(被共済自動車)を修理している期間や、全損事故や盗難で契約車両(被共済自動車)が使用不能となった期間にレンタカー等の代車を借り、その費用を被共済者が負担した場合に、1日につき7,000円を限度にお支払いします。

身の回り品補償

自宅等から一時的に持ち出した身の回り品など、車中にある動産に事故や盗難により損害が生じたとき、30万円(自己負担額1万円)を限度に全労済の定める基準により実損害額を補償します。警察への届け出がある場合に対象となります。
※身の回り品には対象とならないものもあります。
※エコノミーには車中動産盗難費用共済金はありません。

遠隔地事故諸費用補償

送迎等費用 走行不能*となった契約車両(被共済自動車)を修理後、被共済者の居住地等へ陸送等して運搬するために支出した費用について、1事故につき10万円を限度にお支払いします。
宿泊費用 やむをえず宿泊をしなければならなかったときの予定外に支出した宿泊費について、1名につき1万円を限度にお支払いします。
帰宅等費用 帰宅するための代替交通手段として、電車などを利用したときの予定外に支出した交通費について、1名につき1万円を限度にお支払いします。
*走行不能とは自力で移動することができない状態または法令により走行が禁じられている状態をいいます。

新車買替特約

契約時に設定した新車価格相当額を限度に損害を補償します(盗難は対象外)。

※新たな自動車を購入する場合、契約車両(被共済自動車)と異なる車種および型式の自動車の入れ替えも可能です。

例えば...



型式別9クラス
掛金について

車両損害補償の普通・小型乗用車については、事故成績と新車価格に応じて型式別に9クラスに掛金を区分しています。同一の車名でも型式別に事故成績等が異なるため、掛金がある場合があります。また、年1回の見直し後、型式によっては契約更新前よりも掛金引き下げ、または引き上げとなる場合があります。

◎：補償します ×：補償しません ○：セットできます —：セットできません

「ご契約の条件

安心パッケージプラン

補償内容

事故対応・ロードサービス

「ご契約のびびき

特約・割引 など



基本の補償に、
ますます充実の**特約**をプラス、
安心がさらに広がります！

さまざまな場面であなただを力強くサポート！

特約の詳細は「ご契約のてびき」で
ご確認ください。

ケース1
「電車や自転車に
乗っているときも
安心を備えたい」*



交通事故危険補償特約で
交通事故による損害を幅広く補償！
*一部補償の対象とならない場合もあります。

**交通事故
危険補償特約**



電車や自転車に乗っているときなど、自動車（二輪・原付を含む）事故以外の「交通事故」により損害を受けた場合に実損害額を補償します。
*実損害額とはマイカー共済が定める基準にもとづき算出した額となります。
*人身傷害補償の契約がある場合に、人身傷害補償の契約補償額と同額でご契約いただくことができます。共済掛金は契約補償額により異なります。

ケース2
「もらい事故の
相手との交渉を
弁護士に依頼したい」



弁護士費用等補償特約で
示談交渉や訴訟費用をサポート！

**弁護士費用等
補償特約**



●自動車（二輪・原付を含む）および自動車の事故、それ以外の「交通事故」によって被害を被ったとき、あらかじめマイカー共済の同意を得て法律上の損害賠償を請求（相手に対して）する場合、弁護士に相手側との交渉を依頼したときに必要となる「弁護士報酬、訴訟費用、仲裁・和解・調停費用、またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用」を被共済者1名につき300万円を限度のお支払いします。
●法律相談費用を、10万円を限度に別枠で補償します（一部対象とならない費用もあります）。

ケース3
「もし息子が、
自転車事故の加害者になっ
てしまったら…」



自転車賠償責任補償特約で、
最高1億円の補償で高額事案にも対応！

**自転車賠償責任
補償特約**



自転車の事故により、法律上の損害賠償責任を負ったときに1事故につき最高1億円まで補償します（対人・対物合計）。
●示談交渉サービス付き。
●ご家族が自転車を複数台所有していても補償します。
※原付自転車は対象になりません。

事例紹介 他人事ではない、自転車事故による高額賠償

自転車による対歩行者の交通事故数は、10年で約1.5倍*に増加。なかには、加害者となった自転車利用者に対し、高額な賠償責任が発生する事案も起きています。

*出典：警察庁資料より（平成13年から23年の推移）

事例① 賠償額9,521万円

小学校5年生の少年が、坂道を自転車で乗って時速20～30キロで下って行った際に、散歩中の女性（62歳）と正面から衝突、病院に搬送されたが、頭の骨を折るなどして意識不明となった。（神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決）

事例② 賠償額9,266万円

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24歳）と衝突。男性会社員に重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。（東京地方裁判所、平成20年6月5日判決）

下記のマークは、特約・割引がセットできる車種を表しています。



特約・割引 などつづく

さらに、充実の割引制度で、
掛金をますますお手頃に。

運転者の年齢や範囲の条件

お車を運転する方の**年齢**を限定することで割引があります。

運転者年齢条件



運転される方の年齢を限定することで、割引を受けることができます。この際の運転者年齢条件は、契約される車両1台ごとの適用となります。

年齢問わず補償

21歳以上補償

26歳以上補償

35歳以上補償

※運転者年齢条件を「26歳以上補償」または「35歳以上補償」にされた場合は、契約期間の開始日時点での主たる被共済者の年齢に応じて共済掛金が算出されます。

運転者年齢条件を設定している場合で友人・知人、別居の既婚の子等、ご家族以外の方が運転する場合には、指定されている「運転者年齢条件」に関係なく補償します。

※この場合の「ご家族」には、その家族の業務に従事中の使用人を含みます。

子供特約



お子さまも運転する場合、専用の年齢条件を設定することで割引になります（一部の場合を除く）。

主たる被共済者の子供専用の年齢条件を設定することで、指定されている運転者年齢条件を変更せずに、子供を補償の対象に追加できます。運転者年齢条件より低い場合に以下の条件で設定できます。

年齢問わず補償

21歳以上補償

26歳以上補償

【子供の範囲】 ●主たる被共済者の同居の子
●主たる被共済者の同居の子の配偶者
●主たる被共済者の配偶者の同居の子
●主たる被共済者の配偶者の同居の子の配偶者
●主たる被共済者の別居の未婚の子*1
●主たる被共済者の配偶者の別居の未婚の子*1

お車を運転する方の**範囲**を限定することで割引があります。

**運転者本人・
配偶者限定特約** *2

7%割引



ご夫婦のみで運転される場合は割引になります。

契約車両（被共済自動車）の運転者を「主たる被共済者」と「主たる被共済者の配偶者」に限定した場合、掛金が7%割引となります。

**運転者家族
限定特約** *2

3%割引



家族以外に運転する方がいない場合は割引になります。

契約車両（被共済自動車）の運転者を「主たる被共済者」と「そのご家族（配偶者、同居の親族、別居の未婚の子*1）」に限定した場合、掛金が3%割引となります。

運転される
人の範囲

（○：補償します
—：補償しません）

①運転者本人・
配偶者限定特約

②運転者家族
限定特約

①②の特約を
付帯しない

ご
注
意

運転者限定特約を選択されている場合、友人・知人、別居の既婚の子等のご家族以外の方が運転している場合は補償されません。

*1 別居の未婚の子とはいまだ結婚していない子をいい、離婚または配偶者の死亡により単身となった子を含みません。

*2 運転者年齢条件、新車割引、盗難防止装置装備車割引、人身傷害補償の被共済自動車搭乗中のみ補償特約を適用後の共済掛金からさらに割引となります。

すべての契約に自動適用！

「他車運転危険補償」付き！

他車運転資格者*3が「他人の自動車」を借りて運転中に事故を起こしたとき、被共済者からのお申し出がありマイカー共済が認めた場合には**マイカー共済から優先して支払います**。借りた車の自動車共済（保険）契約の有無にかかわらずお支払いしますので、貸主に迷惑をかけません（一定の制限あり）。

*3 他車運転資格者とは、主たる被共済者とその配偶者、それぞれの同居の親族、別居の未婚の子を指します。

特約・割引 など



等級別割引をご確認ください。
充実の割引制度でさらにお手頃掛金に！

下記のマークは、特約・割引がセットできる車種を表しています。



その他の特約



マイバイク特約



マイバイク特約を基本補償（四輪自動車）にご契約いただくことで、総排気量125cc以下または定格出力が1KW以下の原付自転車を対象とし、主たる被共済者とそのご家族（配偶者、同居の親族、別居の未婚の子^{*1}）の原付自転車での事故を補償します。

- 借りた原付自転車で事故を起こしても被共済者からのお申し出がありマイカー共済が認めた場合にはご希望によりマイバイク特約から優先してお支払いします。
- ご家族が原付自転車を複数台所有していても1契約で補償します。

※一部のバギータイプの車両等、補償の対象外になる場合もあります。詳細はお問い合わせください。

人身傷害補償の契約がない場合、自動的にセット^{*2}される特約

	搭乗者 傷害特約 ^{*3}	自損事故 傷害特約
補償内容	契約車両の運転者や同乗者が自動車事故によって死傷したとき補償します。	単独の事故で死傷された場合、自賠責共済（保険）の対象とならない一定の事故について補償します。
支払い例		
入院の場合	日額7,500円	日額6,000円
通院の場合	日額5,000円	日額4,000円
支払限度日数	事故日より200日	事故日より200日
死亡等の補償額	1,000万円または500万円	1,500万円



搭乗者傷害特約 家族限定補償型

10%割引



搭乗者傷害特約の対象となる方を、主たる被共済者とそのご家族（配偶者、同居の親族、別居の未婚の子^{*1}）に限定する場合、搭乗者傷害特約の掛金が10%割引となります。

マイカー共済では
人身傷害補償のご契約をおすすめします。

^{*1} 別居の未婚の子とはまだ結婚していない子を含みます。離婚または配偶者の死亡により単身となった子を含みません。

^{*2} 搭乗者傷害特約は四輪自動車のみ自動的にセットされます。

^{*3} 人身傷害補償と合わせてご契約いただくことも可能です。その場合には人身傷害補償とは別枠で補償額を限度に補償します。

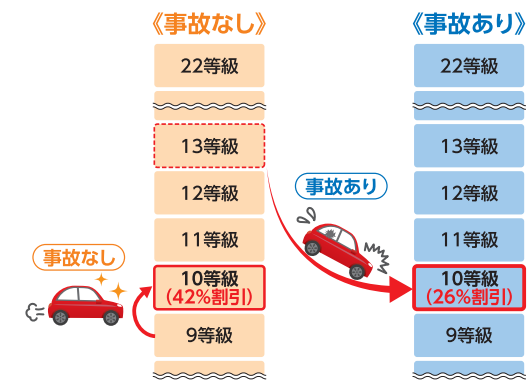
無事故割引等級&割引率

- マイカー共済は、安全運転で無事故を続けられた方を
- 初めてご契約いただく場合は、6等級から始まり、1年
- 契約期間中に事故を起こした場合、事故の種類により
- 7等級以上の契約では「事故なし」「事故あり」で異なる

7等級以上の契約の割引率について

- 同じ等級であっても、事故の有無によって異なる割引率が適用されます。
- 割引率は、契約始期日と事故の有無によって異なります。詳細は右記の「等級別割引・割増率表」をご覧ください。

〈適用等級が10等級となる場合の例〉
※契約始期日が2017年2月1日～2018年1月31日の契約

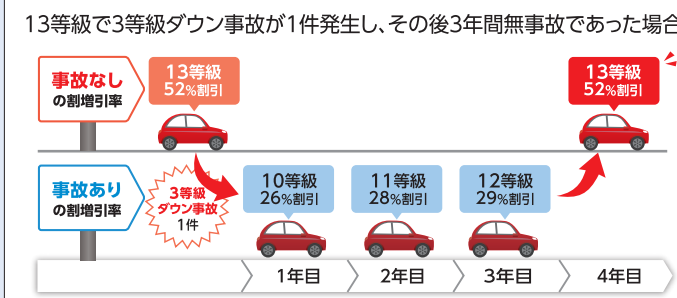


「事故なし」と「事故あり」で、それぞれ異なる割引率が適用されます。

応援するため最大22等級の等級制度があり、最大64%割引となります。間無事故であれば1等級加算されます。継続時に1件あたり1、3または6等級が減算されます。割引率が適用されます。

事故有係数について

- 契約期間中に事故があった場合、継続後の適用等級が7等級以上の契約に「事故あり」の割引率（事故有係数）が一定期間適用されます。この「事故あり」の割引率（事故有係数）を適用する期間のことを事故有係数適用期間といいます。
- 事故を起こされ、共済金の支払いがあった場合、3等級ダウン事故1件につき「3年」、1等級ダウン事故1件につき「1年」、6等級ダウン事故は「6年」が事故有係数適用期間として加算されます。
- 事故有係数適用期間は、事故が発生するたびに積算しますが、上限は「6年」（下限は「0年」）となります。
- 事故有係数は、事故有係数適用期間が「0年」の場合には適用されません。



等級別割引・割増率表

等級	2017年 2月1日～ 2018年 1月31日		2018年 2月1日～ 2019年 1月31日		2019年 2月1日～	
	事故なし	事故あり	事故なし	事故あり	事故なし	事故あり
22	-64%	-43%	-64%	-43%	-64%	-43%
21	-64%	-43%	-64%	-43%	-64%	-43%
20	-64%	-43%	-64%	-43%	-64%	-43%
19	-62%	-41%	-62%	-41%	-60%	-41%
18	-62%	-40%	-60%	-40%	-58%	-40%
17	-60%	-38%	-58%	-38%	-57%	-38%
16	-58%	-36%	-55%	-36%	-55%	-36%
15	-55%	-34%	-54%	-34%	-54%	-34%
14	-53%	-33%	-53%	-33%	-53%	-33%
13	-52%	-31%	-52%	-31%	-52%	-31%
12	-51%	-29%	-51%	-29%	-51%	-29%
11	-47%	-28%	-49%	-28%	-50%	-28%
10	-42%	-26%	-44%	-26%	-45%	-26%
9	-39%	-24%	-41%	-24%	-43%	-24%
8	-28%	-22%	-30%	-22%	-32%	-22%
7	-21%	-21%	-24%	-21%	-26%	-21%
6(F)			-10%			
5			10%			
4			30%			
3			50%			
2			64%			
1-1			85%			
1-2			100%			
1-3			110%			
1-4			120%			
1-5			130%			

最大22等級
64%割引

割引

割増

さまざまな割引で、ますますおトクに！



ハイブリッド車 割引^{*4 *5}

7%割引



契約車両（被共済自動車）がマイカー共済指定の低公害自動車である場合は、掛金が7%割引となります。マイカー共済の指定する低公害自動車とは、車検証上で①電気自動車②天然ガス（CNG）自動車③メタノール自動車④ハイブリッド自動車⑤液化石油ガス（LPG）自動車⑥燃料電池自動車となっている自動車に限りま。

マイカー共済の
ハイブリッド車割引は
割引期間
無制限です！



福祉車両 割引^{*4 *5}

7%割引



契約車両（被共済自動車）が福祉車両で、かつ、消費税非課税措置の対象となる自動車、または車検証上の車体の形状が車いす移動車である場合は、掛金が7%割引となります。



新車割引^{*5}

普通・小型乗用車 9%割引

軽四輪乗用車 3%割引



新契約の効力開始日が契約車両（被共済自動車〔普通・小型乗用車、軽四輪乗用車〕）の初度登録（検査）年月の翌月から25ヵ月以内の車両を対象とします。



盗難防止装置 装備車割引^{*5}

5%割引



契約車両（被共済自動車）にマイカー共済の定める盗難防止装置を装備している場合は、車両損害補償の掛金を5%割引します。盗難防止装置は、イモビライザー（自動車メーカー純正品に限る）またはGPSなどを利用した車両追跡装置に限りま。

※車両損害補償をご契約いただいていない場合は割引の対象となりません。
※契約期間の途中での適用はありません（新たに車両損害補償をセットする場合や車両入替時を除く）。



複数契約 割引^{*4 *5}

3%割引



すでにマイカー共済の契約があり、契約者が同一の場合は、新規契約の掛金が3%割引となります。



人身傷害補償の 被共済自動車搭乗中 のみ補償特約^{*5}

四輪 15%割引

二輪・原付 2%割引



すでに人身傷害補償の契約（他の保険会社等での契約も含む）があり、2台目以降の契約に人身傷害補償の被共済自動車搭乗中のみ補償特約を選択する場合、人身傷害補償の掛金が四輪自動車では15%割引、二輪自動車・原付自転車では2%割引となります。



セカンドカー割引^{*4 *5}



すでに11等級以上の契約がある場合（他の保険会社等での契約も含む）で、かつ一定条件を満たしていれば、2台目以降のお車を新たに契約される場合は、6等級ではなく、7等級を適用します。

^{*4} 運転者年齢条件、新車割引、盗難防止装置装備車割引、人身傷害補償の被共済自動車搭乗中のみ補償特約を適用後の共済掛金からさらに割引となります。
^{*5} お申し出が必要となります。

ご契約の条件

安心パッケージプラン

補償内容

事故対応・ロードサービス

11契約のつぎ

万一の事故や故障を手厚くサポート!

事故時から その後の対応まで しっかりサポート!

事故受付や現場急行サービス*1は、**24時間365日**いつでもご利用可能です。さらに、事故後の代車の手配や**示談交渉***2もサポートします。

*1 車対車の事故に限ります。
*2 対人・対物賠償事故に限ります。

24時間365日、 出先での愛車の トラブルを解決!

自走不能な場合の**レッカーけん引**、現地での**タイヤ交換**などの**応急処置**、さらには**ガソリン等お届けサービス**もいたします。

全国の拠点で 修理・点検・整備が 受けられる!

全国約**1600カ所**の指定整備工場ネットワークであなたの安全運転をサポートします。



事故時の対応

全国77カ所・約810名のスタッフがスタンバイしています!



事故発生時

対応・示談

事故後の
フォロー

事故受付

休日・夜間を問わず、24時間365日

マイカー共済事故受付センター **0120-0889-24** ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
※直ちにご連絡いただけない場合でも、事故発生後24時間以内にご連絡ください。

現場急行

現場急行サービスも24時間365日

事故現場からご連絡いただき、お客さまの要請があればマイカー共済が委託したスタッフが現場へ駆けつけ、事故状況やお困りの点をお聞きし、ご安心をサポートします。
※車対車の事故に限ります。
※原則として、対応員の出勤拠点から事故現場まで30分程度で到着できること(高速道路や一部の場所を除く)が条件となります。
※事故状況または地域によっては、お電話でのご説明やアドバイスにさせていただきます場合があります。

事故初期 対応

土・日・祝日(9:00~21:00*)もサポート

人身事故や緊急を要する場合、代車手配や病院への連絡、相手方への対応など、事故の初期対応をサポートします。
※死亡・入院および多重事故などの重大事故の場合は、専門知識を有する職員が契約者と早期に面会し、安心を提供します。

示談交渉

示談交渉サービス付き(対人・対物賠償事故に限ります)

最寄りのマイカー共済損調サービスセンターの担当者が**示談交渉を含め事故解決までお手伝いします**。マイカー共済損調サービスセンターでは原則として、損害賠償責任のある事故について、示談交渉を行います。
※被共済者および相手方の了解が必要です。
※あらかじめ相手方への了解を取り付けていただきます。
※示談交渉を円滑に進めるために、相手方との交渉の場にご同行、ご同席いただくなどご協力をお願いすることがあります。
※相手方へのお見舞い、葬儀への参列などを通じ、相手方に誠意を尽くしていただきますようお願いいたします。
※自賠責共済(保険)が締結されていないときや、被共済者が協力を拒まれた場合等、示談交渉をお引き受けできない場合があります。

事故の 相談には

マイカー共済事故相談ダイヤル

「マイカー共済事故相談ダイヤル」で、交通事故に関する質問や相談にフリーダイヤルでお答えします。

0120-8740-16 (受付時間: 平日・休日問わず 9:00~21:00) ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

※フリーダイヤルにご連絡をいただく際は、番号をお確かめのうえ、おかけください。



マイカー共済ロードサービス

24時間365日、お車のトラブル解決に。故障時の頼もしい味方です。

ご利用できる方

四輪自動車契約で、人身傷害補償または車両損害補償をご契約いただいた場合にご利用いただけます。

契約車両	人身傷害補償・ 車両損害補償 どちらも契約あり	人身傷害補償 契約あり 車両損害補償 契約なし	人身傷害補償 契約なし 車両損害補償 契約あり	人身傷害補償・ 車両損害補償 どちらも契約なし
四輪自動車	○	○	○	×
二輪自動車・原付自転車 (マイバイク特約含む)	×	×	×	×

ご利用の方法

24時間受け付けています。
携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

もしものときは **0120-889-376** にご連絡をお願いします。

※ご利用は上記フリーダイヤルにご連絡いただき、マイカー共済が出勤を認めた場合に限りです。現場の住所の確認ができる場合はあわせてご連絡ください。※ご自身で手配された業者の費用精算はいたしません。

マイカー共済ロードサービスの内容

注意点



自走不能な場合のレッカーけん引 または積載車による搬送

契約車両(被共済自動車)が故障またはトラブルにより自力走行不能*1となり、現場での応急修理(30分程度の修理)を行ったとしても自力走行が困難な場合に、レッカー手配をし、**けん引距離30kmまで、レッカー費用を無料サービス**します。



現地にて実施可能な30分以内*1の 路上クイックサービス

バッテリーあがりのジャンピング(ケーブルをつないでエンジンをスタートさせること)作業*2、カギの開錠(国産・外車のシリンダーインロック開錠)作業*3、パンクやタイヤの脱輪等によるスペアタイヤ交換作業*4、側溝や道路外への脱輪・落輪引き上げ作業等で、**現場での30分以内の作業費用が無料サービス**となります。



燃料切れ時ガソリン等お届けサービス

燃料切れ時のガソリンを**10Lまで無料でお届け**します(燃料には軽油を含みます)。

*1 自力走行不能とは、故障またはトラブルにより動かない、もしくは道路交通法上、運転してはいけない状態をいいます。ただし、**雪道やぬかるみ等で単にタイヤがスリップして動けない状態の場合は、故障でないため対象とはなりません。**

*1 クレーン等を伴う特殊作業、30分を超える難作業は利用者負担(有料)となります。
*2 バッテリー充電は利用者負担(有料)となります。
*3 特殊シリンダー、セキュリティ付きの開錠や紛失等によるカギの作成作業は全額利用者負担(有料)となります。
*4 パンク修理、チェーンの脱着は無料サービスの対象外です。

このサービスは1契約期間中1回を限度とします。

※上記以外の場合、費用が**利用者負担(有料)**となることがありますので、あらかじめご了承ください。
※地域・時間帯、悪天候、災害、事故の多発などでロードサービス会社の手手が不足する場合は、即時対応できないことがあります。
※サービスのご利用には、一部制限があります。詳細は「ご契約のしおり」記載の「マイカー共済ロードサービス実施規程」をご参照ください。



24時間コールサービス (番号案内)

ドライブ中のアクシデント等の際に、ガソリンスタンド、宿泊施設、タクシー会社、レンタカー会社、鉄道会社、航空会社の電話番号案内サービスが受けられます(マイカー共済にご契約の方はどなたでもご利用いただけます)。

車検・修理・点検は全国ネット の全労済指定整備工場で!!

事故時の修理はもちろん、各種点検整備や車検など安心のサービスを割引価格でご提供できる指定整備工場が、安全運転のサポートをさせていただきます。全国約1,600カ所の全国ネットワークだから、旅先でも安心です。

「ご契約の条件

安心パッケージプラン

補償内容

事故対応・ロードサービス

「ご契約のついでに

マイカー共済 ご契約のてびき

自動車総合補償共済

このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認
いただきたい事項を記載したものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内
容を確認・了解のうえお申し込みください。なお、この「契約概要」「注意喚起情
報」は契約に関するすべてを記載したものではありません。詳細については、「継
続契約のご契約案内」に同封の「ご契約のしおり・契約規定」に記載しています。
必ず内容をご確認いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、電通共済生協マイカー共済コールセンタまでお問い合わせください。

各項目に記載しています

契約概要

共済商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

用語の説明		主な用語の説明は次のとおりです。 その他の用語については「ご契約のしおり・契約規定」をご確認ください。
	用語	定義
き	危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
け	契約者	共済契約の申し込みをされる方で、掛金の支払義務を負う方をいいます。
し	自動車	原動機付自転車を含みます。
	主たる被共済者	契約の自動車の所有者で、かつ、下記①から⑥に定める方のうち共済証書に記載された1名をいいます。 ①契約者（組合員本人） ②契約者の配偶者 ③契約者および配偶者の別居の未婚の子 ④契約者および配偶者の同居の親族 ⑤契約者の扶養関係の親族 ⑥別居の未婚の子
	自己負担額	支払共済金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。自己負担額は被共済者の自己負担となります。
	親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

	用語	定義
と	同居	同一家屋に居住（建物の主要構造部のうち、外壁・柱・小屋組・はり・屋根のいずれも独立して具備した家屋内に居住していることをいいます。）することをいいます。ただし、つぎの（ア）から（ウ）に該当の場合は別居とみなします。 （ア）マンション等の集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合（賃貸・所有の別を問いません。） （イ）同一敷地内であっても別家屋での居住の場合 （ウ）二世帯住宅であっても、お互いの居住空間が廊下や階段などでつながっておらず、一旦外に出て行き来をする場合
は	配偶者	婚姻の相手方をいいます。（婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。ただし、婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。）
み	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
よ	用途・車種	ナンバープレート上の分類番号、色等に基づきマイカー共済が定めた自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車、自家用（小型・軽四輪）貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

1. 契約締結前にご確認いただく事項

1 商品の仕組み

① 商品の仕組み

この「ご契約のてびき」では、マイカー共済（自動車総合補償共済）について説明しています。基本となる補償、自動的にセットされる特約等、セットすることができる特約等は次のとおりです。

	基本となる補償	自動的にセットされる特約等	任意にセットすることができる特約等	その他の主な特約等
相手方への賠償	対人賠償			〈自動セット〉 他車運転危険補償
	対物賠償 (対物超過修理費用補償)			
ご自身の補償	人身傷害補償	無共済車傷害補償	人身傷害補償の被共済自動車搭乗中のみ補償特約	〈任意セット〉 マイバイク特約
			人身傷害に関する交通事故危険補償特約	
			搭乗者傷害特約	
			自損事故傷害特約	
お車の補償	車両損害補償 (一般補償)		危険限定車両損害補償特約(エコノミーワイド)	自転車賠償責任補償特約 弁護士費用等補償特約
			自動車相互間衝突損害補償特約(エコノミー)	
			新車買替特約	
			付随諸費用補償	
			補償額限定一般補償(補償額限定車両損害補償特約)	
			地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約	
			車両損害の無過失事故に関する特約	

② 契約できる自動車 契約概要

マイカー共済に加入できる自動車は、自動車検査証(以下「車検証」※1といいます)の「自家用・事業用の別／適否」欄に「自家用」と記載があり、家庭用使用する自動車に限りです。車検証の「自動車の種別」「用途」「最大積載量」「車体の形状」欄に記載されている項目等により、右表に該当する場合にマイカー共済に加入いただけます。

※1 250cc以下の自動二輪の場合は軽自動車届出済証、125cc以下の原付自転車の場合は標識交付証明書になります。

※2 「車検証」の「車体の形状」欄に「車いす移動車」「身体障害者輸送車」の記載があるものに限りま

※3 「車検証」の「車体の形状」欄に「ダンプ装置」の記載があるものは加入いただけません。

※4「車検証」の「車体の形状」欄に「キャンピング車」の記載があるもののみです。

③ 契約できない自動車 契約概要

次の①から⑦のいずれかに該当する自動車は、被共済自動車とすることはできません。

①乗用車で乗車定員が10名を超える自動車
②貨物車で最大積載量が2tを超える自動車
③ダンプカー（ただし、ダンプ装置のある軽四輪貨物車は除きます）
④法令に定める規格以外に改造された自動車※1
⑤有償で人もしくは貨物を運送することのある自動車※2
⑥危険物を積載することのある自動車または危険物を積載した被けん引自動車をけん引することのある自動車
⑦車検証記載の所有者が法人名義（ローン購入またはリース契約による法人名義のものは除く）の自動車

※1 法令に定める規格以外に改造された自動車とは、「道路運送車両の保安基準」に違反して改造された自動車をいいます。

※2 一般的には白タク、白トラ、運転代行業等の使用自動車のことをいい、人もしくは貨物を対価(料金等)を得て運送することをいいます。

2 基本となる補償および補償される運転者の範囲等

① 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償は、次のとおり構成されています。また、共済金をお支払いする主な場合、および共済金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳細は「ご契約のしおり・契約規定」をご参照ください。

	基本となる補償	共済金をお支払いする主な場合	共済金をお支払いしない主な場合
相手方への賠償	対人賠償 契約の自動車を運転中の事故等により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被害者1名につきそれぞれ共済金額を限度に対人賠償共済金をお支払いします。 なお、自賠責共済（保険）により支払われるべき金額を超える部分に限ります。	●契約者、主たる被共済者または被共済者の故意によって生じた損害 ●契約の自動車を運転中の方の父母・配偶者・お子さま等の生命または身体が害されたことにより、被共済者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 等	●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●契約の自動車を競技・曲技のため等に使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害等
	対物賠償 契約の自動車を運転中の事故等により、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、原則として共済金額を限度に共済金をお支払いします。 なお、自己負担額を設定した場合には、損害賠償額から自己負担額を差し引いてお支払いします。	●契約者、主たる被共済者または被共済者の故意によって生じた損害 ●契約の自動車を運転中の方の父母・配偶者・お子さま等の所有・使用または管理する財物が損害を受けたことにより、被共済者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 等	
自身への補償	人身傷害補償 契約の自動車に搭乗中の事故等によりけがをして、死亡した場合、後遺障が生じた場合、入院または通院した場合に、損害について、被共済者1名につきそれぞれ原則として人身傷害補償共済金額を限度に共済金をお支払いします。*	●被共済者の故意または重大な過失によってその本人に生じたけがによる損害または傷害 ●無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に生じたけがによる損害または傷害 等	
お車の補償	車両損害補償 衝突、接触等の事故により被共済自動車に損害が生じた場合に、損害額（修理費等）から自己負担額を差し引いた金額について、共済金額を限度に車両共済金をお支払いします（全損の場合は自己負担額を差し引かずにお支払いします）。	●契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害 ●欠陥・摩滅・腐しょく・さび、その他自然の消耗、故障損害 ●取り外された部分品・付属品に生じた損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害 ●無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に生じた損害 等	

※人身傷害補償について主たる被共済者、その配偶者、主たる被共済者およびその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子は、歩行中や契約の自動車以外の自動車に乗車中の自動車事故により死傷した場合も補償の対象となります（「人身傷害補償の被共済自動車搭乗中のみ補償特約」を付帯した場合を除きます）。

(注) 共済金以外に、事故によって発生する費用のうち共済金としてお支払いするものがあります。また、基本となる補償ごとに被共済者を定めています。

② 自己負担額 注意喚起情報

対物賠償および車両損害補償には、自己負担額を設定することができます。契約の自己負担額については、加入申込書の自己負担額欄でご確認ください。

③ 主な特約の概要 契約概要

特約には、次の2種類があります。

- 1. 契約時のお申し出にかかわらず、契約条件に応じて自動的にセットされる特約（自動セット特約）
- 2. 契約時にお申し出があり、マイカー共済が引き受ける場合にセットされる特約（任意セット特約）

例えば、次のような特約があります。

● 地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約（任意セット特約）

車両損害補償の補償タイプが一般補償またはエコノミーワイド（危険限定車両損害補償特約）の場合にご契約いただける特約です。地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被共済自動車全損※になった場合、車両共済金額にかかわらず、一律50万円をお支払いします（車両共済金額が50万円を下回る場合はその金額をお支払します）。※地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金における「全損」とはこの特約で定める「全損」の条件に該当する場合をいいます。

● 車両損害の無過失事故に関する特約（任意セット特約）

いわゆる「もらい事故」等で過失のない車対車の事故による車両損害補償の共済金のお支払いについて、次のア、イの条件をいずれも満たす場合、事故件数に数えない取り扱いとする特約です。

ア. 次のa、bのいずれかの場合に該当すること

- a. 相手自動車の「追突」、「センターラインオーバー」、「信号無視」または「駐停車中の被共済自動車に相手自動車が衝突または接触」による事故において、被共済自動車の所有者および被共済自動車を使用または管理していた方に過失がなかったとマイカー共済が判断した場合。
- b. 被共済自動車の所有者および被共済自動車を使用または管理していた方に過失がなかったことが確定した場合。

イ. 相手自動車について、次のa、bの事項がいずれも確認されること

- a. 登録番号、車両番号、標識番号または車台番号
- b. 車対車事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称

④ 共済金額の設定 契約概要

共済金額は、補償の種類ごとに決めるものと、あらかじめ決まっているものがあります。実際にご契約される共済金額については、加入申込書の共済金額欄、ご契約のしおり・契約規定等でご確認ください。

⑤ 補償される運転者の範囲 契約概要

補償の対象となる運転者は運転者限定特約、運転者年齢条件により、範囲を限定することができます。契約の自動車を運転される方の範囲にあわせて、補償の対象となる運転者の範囲を設定してください。

● 運転者限定特約

運転者限定特約（本人・配偶者限定または家族限定）をセットし運転する方を限定した場合は、限定された方が契約の自動車を運転中の事故に限り、共済金をお支払いします。

● 運転者年齢条件

運転者年齢条件（21歳以上補償、26歳以上補償、35歳以上補償）を設定した場合は、運転者年齢条件を満たす方が契約の自動車を運転中の事故に限り、共済金をお支払いします。※表の④の方であっても、①から③のいずれかの方の業務に従事する使用人の場合は、運転者年齢条件を適用しますのでその方も含めて運転者年齢条件を設定してください。

（○：補償します ×：補償しません）

運転者限定特約	運転者の範囲			
	① 主たる被共済者 または配偶者	② ①の同居のご親族	③ ①の別居の 未婚のお子さま	④ ①～③以外の方
なし	○	○	○	○
家族限定	○	○	○	×
本人・配偶者限定	○	×	×	×
運転者年齢条件	運転者年齢条件を適用します。			運転者年齢条件を適用しません。

⑥ 共済期間（契約期間）および補償の開始・終了時期 契約概要

共済期間（以下「契約期間」といいます）は契約の効力開始日の属する月の翌月1日から1年間です。ただし、効力開始日からその月の末日までの期間も契約期間とみなします。

※上記ただし書きは継続契約、中途更改による新たな契約、中途付帯契約には適用しません。

⑦ 契約の効力開始日 注意喚起情報

支払方法「口座振替」の場合

電通共済生協での加入申込受付および加入審査後、特に指定がない場合は、電通共済生協での受付日の翌日午前零時から補償が開始されます（加入の場合は消印日の翌日午前零時を効力開始日として補償が開始されます。ただし、効力開始日の記載がなく消印日も不明な場合は、電通共済生協での受付日の翌日午前零時を効力開始日として補償が開始されます）。

※効力開始日を指定された場合でも、消印日が指定された効力開始日以降の場合は、消印日（または電通共済生協受付日）を優先し、その翌日午前零時を効力開始日とします。

※電通共済生協が指定する日までに初回掛金の引き落としがされない場合は、契約を無効（不成立）とし、効力開始以後の事故についても共済金はお支払いしません。

3 掛金の決定の仕組みと払込方法等

① 掛金の決定の仕組み 契約概要

掛金は、補償内容、運転者の範囲、被共済自動車の用途・車種などのほかに、主に以下の要素等により決定されます。実際にご契約される掛金については、加入申込書の掛金欄でご確認ください。

等級別掛金率	掛金は1-5等級から22等級までの区分、事故有係数適用期間により掛金が割引・割増される仕組みです（原付自転車を除きます）。この仕組みでは、共済金をお支払いする事故の有無、事故内容、事故件数等により、継続契約の等級および事故有係数適用期間が決定されます。初めてご契約される場合は、6等級となり、運転者年齢条件に応じた割増引率が適用されます。また、事故有係数適用期間は0年となります。
主たる被共済者年齢区分	運転者年齢条件が26歳以上補償または35歳以上補償の契約に適用されます。契約期間の開始日における主たる被共済者の年齢に応じた区分が適用されます。
型式別9クラス掛金	普通乗用車・小型乗用車の車両損害補償について、自動車の型式ごとの事故発生状況等に基づき決定された料率クラスを適用する仕組みです。料率クラスは1～9クラスの9段階で、年1回見直しを行います。
各種割引	契約の自動車・契約条件によって、割引が適用されます。 ハイブリッド車割引・福祉車両割引・盗難防止装置装備車割引・新車割引・複数契約割引・セカンドカー割引

② 掛金の払込方法 契約概要

掛金の払込方法は、「月払い」と「年払い」があり、いずれの場合も口座振替による掛金の払い込みができます（「年払い」は継続契約のみ現金による払い込みも可能です）。「月払い」の場合、「年払い」に比べて5%割増となります。

③ 掛金の払込猶予期間等の取り扱い 注意喚起情報

掛金は払込期日までに払い込みください。掛金の払込方法が口座振替の場合、払込期日の翌日から2ヵ月間の猶予期間がありますが、猶予期間を過ぎても掛金の払い込みがないときは、事故が発生しても共済金をお支払いしません。また、契約を解除する場合があります。

④ 割り戻し金 契約概要

この共済に割り戻し金はありません。

2. 契約締結時にご注意いただく事項

1 告知義務（加入申込書の記載上の注意事項） 注意喚起情報

契約者・主たる被共済者には、契約の締結に際し、マイカー共済が重要な事項として告知を求めた事項（告知事項）に回答いただく義務（告知義務）があります。告知内容が事実と反していた場合には、掛金の追徴・返還や、契約が解除（特に、お申込後、自動車保険情報交換制度によって、お申し出の際の等級と、調査後の等級が異なることが判明した場合など）され、共済金のお支払いができないことがあります。

＜主な告知事項＞

主たる被共済者・生年月日	契約の自動車の所有者であって、かつ契約者およびその配偶者ならびにそれぞれの同居の親族のうち、主たる被共済者として設定した方。補償の対象となる方の範囲を決めるための重要事項となります。また、主たる被共済者の生年月日もお知らせください。主たる被共済者の年齢によって、掛金が異なる場合があります。
前契約の有無 事故の有無・件数	前契約がある場合、その引受保険会社等、保険期間、等級、事故有係数適用期間および事故の有無・件数についてご申告ください。

3. 契約締結後にご注意いただく事項

1 通知義務等

注意喚起情報

契約者または被共済者には、通知事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務があります。通知事項とは加入申込書において☆印がついている項目のことです。通知事項の変更について遅滞なくご通知いただけない場合には、契約を解除したり、事故の際に共済金をお支払いできない場合がありますので、十分ご注意ください。

＜主な通知事項＞

・契約の自動車の用途・車種または登録番号（車両番号、標識番号）を変更した場合。

また、契約後、次の事項が発生する場合には、契約内容の変更等が必要となりますので、ただちに電通共済生協マイカー共済コールセンタまでご通知ください。

・共済証書記載の住所を変更するとき	・契約の自動車を譲渡するとき
・契約者または主たる被共済者を変更するとき	・自動車の買い替え等により、契約の自動車を入れ替えるとき
・運転者の範囲（運転者の限定、運転者年齢条件）を変更するとき	・上記のほか、特約の追加等契約条件を変更するとき

2 共済契約の自動継続に関する特約

契約概要

共済掛金口座振替特約が付帯されている場合、「共済契約の自動継続に関する特約」が自動的にセットされます。共済証書に「共済契約の自動継続に関する特約」を適用することが記載されている場合、契約満了日までに、電通共済生協または契約者のいずれか一方から別段の意思表示がない場合、契約は契約期間の満了日の内容と同一内容で継続されます。ただし、補償額限定一般補償、新車取得差額費用補償特約、新車割引、複数契約割引の適用、車両共済金額等については契約内容が変更となる場合があります。

3 解約返戻金

契約概要

注意喚起情報

契約を解約する場合は電通共済生協マイカー共済コールセンタまでご連絡ください。なお、解約に際しては掛金のうち未経過共済期間にかかる部分について解約返戻金としてお支払いできる場合があります。詳しくは電通共済生協マイカー共済コールセンタまでお問い合わせください。

4 ご契約の中断制度について

契約の自動車の廃車、譲渡、リース業者への返還、車検切れ、盗難、主たる被共済者の海外渡航等に伴い、一時的に契約を中断する場合は、中断後の新たな契約に対して、中断前の契約や事故件数等に応じた所定の等級および事故有係数適用期間を適用できることがありますので、電通共済生協マイカー共済コールセンタにご連絡ください。契約の解約日または満期日の翌日から13ヵ月以内にお手続きをされない場合は、この制度をご利用いただけません。

その他ご留意いただきたいこと

1 補償の重複

注意喚起情報

1. 次の補償または特約(以下「補償等」といいます)をご契約される場合、同様の補償等をご契約されているときは、補償が重複することがあります。なお、マイカー共済の契約以外(損保等)に同様の補償等をご契約されている場合もご注意ください。

＜補償が重複する可能性がある補償等(例)＞

マイカー共済	重複する可能性がある全労済の補償等(商品)
人身傷害補償	○2台目以降のマイカー共済の人身傷害補償 歩行中の補償等が重複することがあります。[人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約]を付帯することで、「ご契約のお車に乗車中の事故」に限定することができます。
交通事故危険補償特約	○2台目以降のマイカー共済の交通事故危険補償特約
マイバイク特約	○2台目以降のマイカー共済のマイバイク特約
弁護士費用等補償特約	○2台目以降のマイカー共済の弁護士費用等補償特約
自転車賠償責任補償特約	○2台目以降のマイカー共済の自転車賠償責任補償特約 ○医療・傷害<Myセーフティー>(個人賠償責任補償特約) ○NTTグループ団体傷害保険「まもるくん」(個人賠償責任補償特約)

※無共済車傷害、他車運転危険補償は、補償が重複する場合がありますが、除外してご契約いただくことはできません。

2. 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの契約からも補償されますが、いずれか一方の契約からは共済金が支払われない場合があります。
3. 上記の補償または特約を1契約のみにご契約されている場合、その契約が解約されたときやご家族の状況等が変わったときは、補償されないことがありますので、ご注意ください。

2 個人情報保護に関する事項

注意喚起情報

【電通共済生協】
(個人情報の利用目的) 電通共済生協組合員・契約者に関する情報は、下記の目的の範囲内で取り扱います。
(1) 共済契約の締結、維持・管理、共済金の支払い等を含む共済契約の判断に関する業務
(2) 契約内容の開示・訂正等の対応に必要な本人確認
(3) 各種共済の加入促進活動や契約状況の案内、制度・サービスの紹介
(4) 情報労連を通じた輸血・献血の呼びかけ
(5) 請求のあった資料の送付
(個人情報の共同利用) 電通共済生協およびそのグループ会社では、共済契約の締結、維持・管理、契約者利便のための掛金徴収等の事務手続きを円滑に行なうためや共済金支払いの適正化、ならびに職域共済の加入促進活動等を目的に、保有する共済契約等に関する所定の情報(以下、「個人データ」といいます。)を特定の者との間でのみ共同利用するものとします。共同利用する個人データの項目、共同利用者の範囲は次のとおりです。
【共同利用項目】
(1) 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、家族情報、所属組合、区分コード、個人コード、氏名コード 等
(2) 共済の加入・継続申込書記載事項(契約者情報・被共済者情報・契約内容・掛金額)
(3) 共済金支払手続事項(契約者情報・被共済者情報・共済事由・共済金額)
【共同利用者】
(1) NTT労働組合(NTT労組) (2) 情報産業労働組合連合会(情報労連) (3) 情報産業労働組合連合会 共済事業本部(労連共済本部) (4) きらら保険サービス株式会社 (5) NTT等職域内の企業 (6) 全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済)
(7) 日本再共済生活協同組合連合会(日本再共済連) (8) 東京海上日動火災保険株式会社(9) 三井住友海上保険株式会社
(10) 損保ジャパン日本興亜株式会社 (11) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 (12) 日新火災海上保険株式会社 なお、個々の組織・団体とは必要利用項目を明記した協定書を締結しています。
(第三者提供の制限) 法令等により必要と判断されるような特別な場合を除いて、本人の同意なく、取得した個人データを第三者に提供することはありません。利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、その超える範囲についてあらかじめ本人から同意を得ます。
(個人情報の適正管理) 個人情報を適切かつ最新なものとするため不断の努力を怠ることなく、また、個人情報の安全管理についても、必要かつ適切な措置を講じます。
(情報の開示・訂正等) 電通共済生協組合員・契約者自身に関する情報の開示・訂正等の請求があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別の理由がない限り速やかに対応します。
(問い合わせ先) 電通共済生協の個人情報の取り扱い全般に関するお問い合わせは、電通共済生協・総務経理部(〒101-0063東京都千代田区神田淡路町二丁目101番地 ワテラスタワー 16階 電話:03-6810-6788)までお申し出ください。詳細は、電通共済生協ホームページ(http://www.dentsu-kyosai.or.jp)内「個人情報保護のための取扱い指針」をご参照ください。

〔全労済〕
全労済は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまの個人情報、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、全労済の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」にもとづき適切に取り扱います。

個人情報の共同利用について

全労済は共済契約の締結または共済金の請求に際して行われる不正行為を排除するため、以下の目的のために（一社）日本損害保険協会を通じ、損害保険会社等との間で個人データを共同利用しております。①前契約の適用等級・共済（保険）事故の有無および事故発生の際に係る事項の確認、②被共済者・被害者利便のための自賠償共済・保険を含めて共済金の一括支払い業務、③共済金請求に際して不正・不当な請求歴確認業務のため、事故状況および共済金のご請求内容等に関するデータ。また再共済（保険）の締結、再共済（保険）金の受領等のため、再共済（保険）の取引先に対して再共済（保険）の契約上必要な個人情報を共同利用しております。さらに全労済では、組合員・お客さまが希望されない場合を除き、①契約者利便のための車検切れ防止対策、②契約車両の保安管理対策としての車検・法定点検整備・修理等のサービス案内を目的として、全労済と個別に協定書を締結して全労済指定整備工場協議会に加盟する自動車整備工場との間で、共済契約者・主たる被共済者の氏名・住所、車両登録番号、車台番号、車名、車検満了日等の個人データを共同利用しております。これらの目的以外の目的のために、個人情報を共同利用することはありません。

所属団体への情報提供について

組合員・お客さまが、所属する労働組合・共済会等（以下「所属団体」といいます。）を通じて加入される場合は、次に定める範囲内において、組合員・お客さまに関する情報は所属団体へ提供されます。①共済契約の引き受け、共済金のお支払いその他契約の履行および付帯サービスの提供、②共済事故の調査（医療機関・当事者の関係先に対する照会等をふくむ）、③その他共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いなどの判断に関する業務、全労済の事業、各種商品、各種サービスのご案内。個人情報の取り扱いに関する詳細は、全労済ホームページ（http://www.zenrosai.coop）をご参照ください。

信用リスクに関する事項

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を

積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています。

組合員および出資金について（電通共済生協）

1. 組合員の資格

(1)この組合の区域内に勤務する者は、この組合の組合員となることができる。
(2)この組合の区域の付近に住所を有する者又は当該区域内に勤務していた者でこの組合の事業を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。
2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。
3. 自由脱退

組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりににおいて脱退することができる。
4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。
(1)組合員たる資格の喪失 (2)死亡 (3)除名
5. 除名

(1)この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
①1年間この組合の事業を利用しないとき
- ②この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき

(2)前項の場合において、この組合は、総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

(3)この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。
6. 出資金

出資金は、100円とし、全額一時払込みとする。
7. 出資口数の増加

組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。
8. 出資口数の減少

(1)組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりににおいて出資口数を減少することができる。
(2)組合員は、その出資口数が組合員の総出資口数の4分の1を超えたときは、4分の1以下に達するまで、その出資口数を減少しなければならない。
(3)出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1 苦情のお申し出先について

組合員の皆さまが安心して共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。苦情は、受付窓口の「電通共済生協マイカー共済コールセンタ」または「全労済 お客様相談室」へご相談ください。

電通共済生協マイカー共済コールセンタ		全労済 お客様相談室	
専用フリーダイヤル	0120-309-028	専用フリーダイヤル	0120-603-180
受付時間	9:00～17:30(土・日・祝日・年末年始除く)	受付時間	9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く)
ホームページ	http://www.dentsu-kyosai.or.jp	ホームページ	http://www.zenrosai.coop

2 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、全労済で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の各センターをご利用いただくことができます。

自動車事故の賠償にかかわる申し立て

- 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

日弁連交通事故相談センターは全国の弁護士会が協力する交通事故専門の相談所で、弁護士による交通事故相談・示談斡旋・審査を無料で行っています。
※日弁連交通事故相談センター・交通事故紛争処理センターの設置場所および連絡先は、「ご契約のしおり」の巻末をご覧ください。
- 公益財団法人 交通事故紛争処理センター

事故に遭われた当事者の面接相談をととして、弁護士や法律の専門家による交通事故の相談・和解の斡旋、審査を行います。

自動車事故の賠償にかかわらない申し立て

- 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

苦情などのお申し出につきまして、全労済で解決に至らなかった場合、第三者機関として右記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。
なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。
- 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

電 話 03-5368-5757

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

※ただし自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

電通共済生協【契約引受団体／全労済】

自動車損害賠償責任共済

自賠償共済

利用開始 さらに利便性が向上！

〈e-JIBAI〉※のワンストップサービス

自動車損害賠償責任共済

自賠償共済

すべての自動車（二輪車含む）に加入が義務づけられている賠償補償

●自賠償お支払いの内容

	お支払いする主な内容	お支払限度額(被害者1名あたり)
傷害の場合	傷害による損害 治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円
	後遺障がいによる損害 逸失利益、慰謝料等	神経系統などに著しい障がいを残して常時介護が必要な場合 最高4000万円 後遺障がいの程度により 最高3000万円
死亡の場合	死亡による損害 葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人および遺族)	最高3000万円
	死亡するまでの傷害による損害 (傷害による損害の場合と同じ)	最高120万円

(注1)この支払内容は平成14年4月1日以降発生の事故について適用します。
(注2)次のような場合には共済金を減額してお支払いする場合があります。1.被害者に重大な過失があるとき 2.受傷と死亡との間および受傷と後遺障がいとの間の因果関係の認否が困難なとき

自賠償のお問い合わせ・お申し込みは…

☎0120-309-048 自賠償共済専用ダイヤル

受付時間 平日AM9:00～PM5:30

※e-JIBAIは、お客様代理店の利便性向上等を目的に、証明書作成、申込データ振り分け機能などを損害保険会社11社が共同開発したシステムです。新車登録などの諸手続きをパソコンに繋いだオンラインを用いることによって複数の行政機関に出向くことなく一括の申請を可能とする行政サービスです。全労済もe-JIBAIシステムに参画しています。